

令和6年 第1回 春日那珂川水道企業団議会定例会議案

令和6年2月20日

春日那珂川水道企業団

## 目 次

		ページ
議案第 1 号	春日那珂川水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 2 号	春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第 3 号	春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第 4 号	春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第 5 号	春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定について	22
議案第 6 号	令和 5 年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算(第 2 号) について	25
議案第 7 号	令和 6 年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算について	57
議員提出 議案第 1 号	春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	96

## 議案第1号

春日那珂川水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月20日

春日那珂川水道企業団  
企業長 井上 澄和

### 理由

当企業団が所有する庁舎やその他の施設の管理について、長期継続契約により業務の効率化を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に基づき、必要な事項について定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日那珂川水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

春日那珂川水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「商慣習上、複数年度にわたり契約を締結することが一般的である」を削り、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、「で、複数年度にわたり契約を締結することを要するもので簡易なもの」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）庁舎その他の企業団の施設の管理に関する契約

第3条に次のただし書を加える。

ただし、企業長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

春日那珂川水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) _____ 物品の借入れに関する契約</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 庁舎その他の企業団の施設の管理に関する契約</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、毎年度当初から経常的に役務の提供を受ける必要がある契約 _____</p> <p>— (契約期間)</p> <p>第3条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、5年以内とする。ただし、企業長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 商慣習上、複数年度にわたり契約を締結することが一般的である物品の借入れに関する契約</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、毎年度当初から経常的に役務の提供を受ける必要がある契約で、複数年度にわたり契約を締結することを要するもので簡易なもの の (契約期間)</p> <p>第3条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、5年以内とする。 _____</p>

## 議案第 2 号

春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 20 日

春日那珂川水道企業団  
企業長 井上 澄和

### 理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、育児休業中に勤勉手当の支給対象となる職員の範囲等に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与規程第44条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤奨手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与規程第44条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤奨手当を支給する。</p>

議案第3号

春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正  
する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月20日

春日那珂川水道企業団  
企業長 井上 澄和

理由

春日那珂川水道企業団個人情報保護審議会に関する条文の整理及び規定に違反して  
秘密を漏らした委員に対し罰則を科すなど、所要の規定の整備を図る必要がある。こ  
れが、この条例案を提出する理由である。

春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）」を削る。

第3条第1項中「条例で定める情報」を「条例で定めるもの」に改め、同項ただし書中「、当該公務員」を「当該公務員」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第2項中「条例で定める情報」を「条例で定めるもの」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条中「算入」を「、算入」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（開示請求に係る手数料）

第6条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料は、無料とする。

- 2 法第87条第1項の規定による保有個人情報の開示が文書又は図面の写しの交付（当該保有個人情報が電磁的記録に記録されているときは、規則で定める方法）により行われるときは、開示請求者は、当該写しの交付等に要する費用について規則で定めるところにより負担しなければならない。

第9条の見出し中「の設置」を削り、同条中「次に掲げる事務を行うため、企業団に」を「個人情報の適正な取扱いの確保に資するため」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、意見を述べるものとする。
- （1） 第17条の規定による実施機関の諮問に関する事項
- （2） 春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第11号）第50条の規定による春日那珂川水道企業団議会の諮問に関する事項

第10条を削る。

第11条に次の1項を加える。

- 2 委員は、学識経験者その他企業長が必要と認める者のうちから、企業長が任命する。

第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（任期）

第11条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第12条を次のように改める。

(守秘義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第13条第2項中「その議長となる」を「審議会を代表する」に改める。

第14条第2項中「出席委員」を「出席した委員」に、「過半数で決し」を「過半数をもって決し」に、「議長」を「会長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

第18条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。

(罰則)

第20条 第12条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、春日市及び那珂川市の区域外において前項に規定する罪を犯した者にも適用する。

第17条を第19条とする。

第16条中「春日那珂川水道企業団行政不服審査会」を「春日那珂川水道企業団行政不服審査会条例（平成28年条例第1号）に規定する春日那珂川水道企業団行政不服審査会」に、「規定により実施機関からの諮問を受けた」を「規定による実施機関の諮問に応じ調査審議する」に、「必要」を「、必要」に改め、「係る」の次に「保有」を、「当該実施機関は、」の次に「当該保有」を加え、同条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

(審議会の運営に関し必要な事項)

第16条 前7条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会の会議に諮って定める。

(審議会への諮問)

第17条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報 の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

附則第2項中「。以下「旧条例」という。」を削る。

附則第3項各号列記以外の部分中「旧条例」を「前項の規定による廃止前の春日那珂川水道企業団個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）」に、「第7条3項」を「第7条第3項」に改め、「いう。）」の次に「の内容」を加え、「前項の規定の施行後」を「この条例の施行後」に改め、同項第1号中「前項の規定の施行の際」を「この条例の施行の際」に、「前項の規定の施行前」を「この条例の施行前」に改め、同項第2号中「前項の規定の施行の際」を「この条例の施行の際」に改める。

附則第5項中「附則第2項の」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

春日那珂川水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年条例第10号）新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法_____</p> <p>_____において使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第78条第2項の条例で定める情報)</p> <p>第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として<u>条例で定めるものは、春日那珂川水道企業団情報公開条例（平成14年条例第2号）第8条第1項第1号ウに掲げる情報のうち、公務員の氏名に係る部分とする。ただし、当該情報を公にすることにより当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該情報が法第78条第1項第1号若しくは第3号から第7号までに該当する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、<u>法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）</u>において使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第78条第2項の条例で定める情報)</p> <p>第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として<u>条例で定める情報は、春日那珂川水道企業団情報公開条例（平成14年条例第2号）第8条第1項第1号ウに掲げる情報のうち、公務員の氏名に係る部分とする。ただし、当該情報を公にすることにより、当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該情報が法第78条第1項第1号若しくは第3号から第7号までに該当する場合は、この限りではな</u></p>

<p>い。</p> <p>2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして<u>条例で定める情報</u>は、春日那珂川水道企業団情報公開条例第8条第1項第7号に掲げる情報とする。</p> <p><u>(開示請求に係る費用)</u></p> <p>第4条 <u>開示請求に係る手数料は、無料とする。</u></p> <p>2. <u>開示請求者は個人情報写しの交付を受けるに当たっては、規則で定めるところにより当該交付に係る費用を負担しなければならない。</u></p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第6条 <u>開示請求に係る個人情報</u>が著しく大量であるため、<u>開示請求があった日から30日</u> (補正に要した日数は<u>算入</u>しない。) 以内にその全てについて開示決定等をする事により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、<u>開示請求に係る個人情報</u>のうちの相当の部分に</p>	<p>2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして<u>条例で定めるもの</u>は、春日那珂川水道企業団情報公開条例第8条第1項第7号に掲げる情報とする。</p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第5条 <u>開示請求に係る個人情報</u>が著しく大量であるため、<u>開示請求があった日から30日</u> (補正に要した日数は、<u>算入</u>しない。) 以内にその全てについて開示決定等をする事により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、<u>開示請求に係る個人情報</u>のうちの相当の部分に</p>
<p>2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして<u>条例で定める情報</u>は、春日那珂川水道企業団情報公開条例第8条第1項第7号に掲げる情報とする。</p> <p><u>(開示請求に係る費用)</u></p> <p>第4条 <u>開示請求に係る手数料は、無料とする。</u></p> <p>2. <u>開示請求者は個人情報写しの交付を受けるに当たっては、規則で定めるところにより当該交付に係る費用を負担しなければならない。</u></p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第6条 <u>開示請求に係る個人情報</u>が著しく大量であるため、<u>開示請求があった日から30日</u> (補正に要した日数は<u>算入</u>しない。) 以内にその全てについて開示決定等をする事により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、<u>開示請求に係る個人情報</u>のうちの相当の部分に</p>	<p>2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして<u>条例で定めるもの</u>は、春日那珂川水道企業団情報公開条例第8条第1項第7号に掲げる情報とする。</p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第5条 <u>開示請求に係る個人情報</u>が著しく大量であるため、<u>開示請求があった日から30日</u> (補正に要した日数は、<u>算入</u>しない。) 以内にその全てについて開示決定等をする事により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、<u>開示請求に係る個人情報</u>のうちの相当の部分に</p>

<p>つき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(開示請求に係る手数料)</u></p> <p><u>第6条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料は、無料とする。</u></p> <p><u>2 法第87条第1項の規定による保有個人情報の開示が文書又は図面の写しの交付(当該保有個人情報が電磁的記録に記録されているときは、規則で定める方法)により行われるときは、開示請求者は、当該写しの交付等に要する費用について規則で定めるところにより負担しなければならない。</u></p> <p>(春日那珂川水道企業団個人情報保護審議会_____)</p> <p>第9条 個人情報の適正な取扱いの確保に資するため、春日那珂川水道企業団個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置することができる。</p>	<p>つき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(春日那珂川水道企業団個人情報保護審議会の設置)</p> <p>第9条 次に掲げる事務を行うため、企業団に_____、春日那珂川水道企業団個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置することができる。</p>
---	---

<p>2 <u>審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、意見を述べるものとする。</u></p> <p>(1) <u>第17条の規定による実施機関の諮問に関する事項</u></p> <p>(2) <u>春日那珂川水道企業団議会の個人情報保護に関する条例（令和5年条例第11号）第50条の規定による春日那珂川水道企業団議会の諮問に関する事項</u></p> <p>(組織)</p>	<p>(1) <u>法第129条に基づく実施機関からの諮問及び春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第11号）第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。</u></p> <p>(2) <u>法及び条例の運用に関する報告を受け、必要に応じて意見を述べること。</u></p> <p>(審議会への諮問)</p> <p><u>第10条 実施機関は、法第3章3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。</u></p> <p>(組織)</p>
---	--

<p>第110条 (略)</p> <p>2 委員は、<u>学識経験者その他企業長が必要と認める者のうちから、企業長が任命する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第111条 委員の任期は、<u>4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 委員は、<u>再任されることができ。</u></p> <p>(守秘義務)</p> <p>第112条 委員は、<u>職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p>(会長)</p> <p>第113条 (略)</p> <p>2 会長は、<u>会務を総理し、審議会を代表する。</u></p>	<p>第111条 (略)</p> <p>(委員)</p> <p>第112条 審議会の委員は、<u>学識経験者その他企業長が必要と認める者のうちから、企業長が任命する。</u></p> <p>2 審議会の委員の任期は、<u>4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 審議会の委員は、<u>職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p>4 審議会は、<u>委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</u></p> <p>(会長)</p> <p>第113条 (略)</p> <p>2 会長は、<u>会務を総理し、その議長となる。</u></p>
---	---

<p>3 (略) (会議) 第14条 (略)</p> <p>2 審議会の議事は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。 (審議会の運営に関し必要な事項)</p> <p>第16条 前7条に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会の會議に諮って定める。 (審議會への諮問)</p> <p>第17条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報<sup>の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議會に諮問することができる。</sup> (行政不服審査会の調査権限)</p> <p>第18条 春日那珂川水道企業団行政不服審査会条例(平成28年条例第1号)に規定する春日那珂川水道企業団行</p>	<p>3 (略) (會議) 第14条 (略)</p> <p>2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。</p> <p>(行政不服審査会の調査権限)</p> <p>第16条 春日那珂川水道企業団行政不服審査会</p>
--	---

<p>政不服審査会は、<u>法第105条第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による実施機関の諮問に</u>応じ調査審議する<u>場合において、必要がある</u>と認めるときは、当該実施機関に係る<u>保有個人情報</u>の記録の提示を求めることができる。この場合において、当該実施機関は、<u>当該保有個人情報の記録の提示を拒んではならない。</u></p> <p>(報告及び公表の義務)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第20条</u> <u>第12条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項の規定は、春日市及び那珂川市の区域外において前項に規定する罪を犯した者にも適用する。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>(春日那珂川水道企業団個人情報保護条例の廃止)</p> <p><u>2</u> <u>春日那珂川水道企業団個人情報保護条例(平成14年</u></p>	<p><u>は、法第105条第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により実施機関からの諮問を受けた</u> 場合において<u>必要</u>があると認めるときは、当該実施機関に対し、当該諮問に係る<u>個人情報</u>の記録の提示を求めることができる。この場合において、当該実施機関は、<u>個人情報</u>の記録の提示を拒んではならない。</p> <p>(報告及び公表の義務)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>(春日那珂川水道企業団個人情報保護条例の廃止)</p> <p><u>2</u> <u>春日那珂川水道企業団個人情報保護条例(平成14年</u></p>
--	---

<p>条例第6号_____ ) は、廃止する。 (経過措置)</p> <p>3 次に掲げる者に係る<u>旧条例</u></p> <hr/> <p>第7条3項、第18条第1項の規定によるその職務又は業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。) _____をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、<u>前項の規定の施行後</u>も、なお従前の例による。</p>	<p>条例第6号_____ ) は、廃止する。 (経過措置)</p> <p>3 次に掲げる者に係る<u>前項の規定による廃止前の春日那珂川水道企業団個人情報保護条例</u>(以下「旧条例」という。) 第7条第3項、第18条第1項の規定によるその職務又は業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。) の<u>内容</u>をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、<u>この条例の施行後</u>も、なお従前の例による。</p>
<p>(1) <u>前項の規定の施行の際</u>に旧条例第2条第3号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。) の職員である者又は<u>前項の規定の施行前</u>において旧実施機関の職員であった者</p> <p>(2) <u>前項の規定の施行の際</u>に旧実施機関から旧個人情報 の結合、加工その他の業務処理の委託を受けた者</p> <p>5 <u>附則第2項の施行日</u>前に旧条例第15条第1項の規定による審査請求がされた場合における審査その他審査請求に係る手続については、なお従前の例による。</p>	<p>(1) <u>この条例の施行の際</u> 現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。) の職員である者又は<u>この条例の施行前</u> において旧実施機関の職員であった者</p> <p>(2) <u>この条例の施行の際</u> 現に旧実施機関から旧個人情報 の結合、加工その他の業務処理の委託を受けた者</p> <p>5 _____<u>施行日</u>前に旧条例第15条第1項の規定による審査請求がされた場合における審査その他審査請求に係る手続については、なお従前の例による。</p>

議案第4号

春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月20日

春日那珂川水道企業団  
企業長 井上 澄和

理由

水道法（昭和32年法律第177号）が一部改正され、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の条例第4条第6号の規定により定める資格は、改正後の条例第4条第6号の規定により定める資格とみなす。

春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成25年条例第3号）

新旧対照表

新	旧
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>

議案第5号

春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月20日

春日那珂川水道企業団

企業長 井上 澄和

理由

水道法（昭和32年法律第177号）が一部改正され、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例

春日那珂川水道企業団給水条例（平成10年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第33条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

春日那珂川水道企業団給水条例（平成10年条例第4号）新旧対照表

新	旧
<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置を新設し、改造し、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。第36条において同じ。）し、又は撤去しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置を新設し、改造し、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。第36条において同じ。）し、又は撤去しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

## 議案第 6 号

令和 5 年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）  
について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 20 日

春日那珂川水道企業団

企業長 井 上 澄 和

### 提案理由

令和 5 年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算について、事務事業等に異動を生じたことに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により補正予算を調製したので、同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により企業団議会の議決を求めるものである。

令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予算額）	（補正予定額）	（計）
1. 給水戸数	68,403 戸	△329 戸	68,074 戸
2. 年間総配水量	13,172,037 m <sup>3</sup>	195,319 m <sup>3</sup>	13,367,356 m <sup>3</sup>
3. 一日平均配水量	35,989 m <sup>3</sup>	534 m <sup>3</sup>	36,523 m <sup>3</sup>
4. 主要な建設改良事業			
(1) 水源・浄水場施設整備費 浄水場施設更新工事等	240,974 千円	100,202 千円	341,176 千円
(2) 配水施設整備費 配水管布設工事等	623,110 千円	△20,000 千円	603,110 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収 入		
（科目）	（既決予算額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業収益	3,083,159 千円	35,481 千円	3,118,640 千円
第1項 営業収益	2,653,680 千円	△12,550 千円	2,641,130 千円
第2項 営業外収益	429,479 千円	48,031 千円	477,510 千円

	支 出		
（科目）	（既決予算額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業費用	2,873,182 千円	△36,433 千円	2,836,749 千円
第1項 営業費用	2,737,474 千円	△36,433 千円	2,701,041 千円
第2項 営業外費用	125,708 千円	0 千円	125,708 千円
第3項 予備費	10,000 千円	0 千円	10,000 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,096,525 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 77,800 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,001,694 千円、当年度分損益勘定留保資金 17,031 千円

で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,125,987 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 84,312 千円、建設改良積立金 300,000 千円、過年度分損益勘定留保資金 741,675 千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	394,102 千円	41,860 千円	435,962 千円
第1項 企業債	300,000 千円	0 千円	300,000 千円
第2項 工事負担金	10,753 千円	△3,030 千円	7,723 千円
第3項 国庫補助金	7,922 千円	25,652 千円	33,574 千円
第4項 出資金	75,427 千円	19,238 千円	94,665 千円

支 出			
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	1,490,627 千円	71,322 千円	1,561,949 千円
第1項 建設改良費	916,112 千円	71,322 千円	987,434 千円
第2項 企業債償還金	500,030 千円	0 千円	500,030 千円
第3項 投資	69,485 千円	0 千円	69,485 千円
第4項 予備費	5,000 千円	0 千円	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
自家用電気工作物保安管理業務	令和5年度から 令和6年度まで	3,580 千円
水位計保守点検業務	令和5年度から 令和6年度まで	6,140
浄水汚泥収集運搬業務	令和5年度から 令和6年度まで	15,810
浄水汚泥最終処分業務	令和5年度から 令和6年度まで	8,120
浄水処理用薬品購入	令和5年度から 令和6年度まで	39,780
埋金浄水場耐震補強及び補修工事 (着水井・薬品沈殿池・急速ろ過池)	令和5年度から 令和6年度まで	142,840

事 項	期 間	限 度 額
水道料金納付書等印刷物作成業務	令和5年度から 令和9年度まで	7,500 千円
複合機購入及び保守業務（浄水課）	令和5年度から 令和7年度まで	250

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科目）	（既決予算額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職 員 給 与 費	403,240 千円	△ 4,157 千円	399,083 千円
(2) 交 際 費	45 千円	0 千円	45 千円

（他会計からの補助金）

第7条 予算第9条に定めた春日市及び那珂川市の一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額を次のように改める。

（科目）	（既決予算額）	（補正予定額）	（計）
(1) 福岡地区水道企業団補助金	1,066 千円	0 千円	1,066 千円
(2) 児童手当補助金	2,256 千円	80 千円	2,336 千円
(3) 福岡地区水道企業団出資金	69,485 千円	0 千円	69,485 千円
(4) 春日那珂川水道企業団出資金	5,942 千円	19,238 千円	25,180 千円

令和 5 年 度

水 道 事 業 会 計  
補正予算に関する説明書

春日那珂川水道企業団

令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合計	備 考
水道事業収益			千円 3,083,159	千円 35,481	千円 3,118,640	
	営業収益		2,653,680	△ 12,550	2,641,130	
		給水収益	2,550,672	△ 11,500	2,539,172	給水収益減
		その他の 営業収益	103,008	△ 1,050	101,958	原因者分漏水修理件数減
	営業外収益		429,479	48,031	477,510	
		加入負担金	138,793	38,000	176,793	給水装置工事申込件数増
		他会計補助金	3,322	80	3,402	児童手当増
		長期前受 金入	270,335	6,951	277,286	長期前受工事負担金戻入増等
		その他の 営業外収益	17,029	3,000	20,029	受取利息増

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合計	備 考	
水道事業費用			千円 2,873,182	千円 △ 36,433	千円 2,836,749		
	営業費用		2,737,474	△ 36,433	2,701,041		
		原水及び 浄水費	575,401	△ 50,250	525,151	電気代減等	
		配水及び 給水費	157,914	△ 210	157,704	電気代減等	
		業 務 費	77,005	△ 700	76,305	手数料減等	
		総 係 費	409,804	△ 8,729	401,075	委託料減等	
		議 会 費	4,564	0	4,564		
		監 査 費	718	0	718		
		受 水 費	500,274	1,420	501,694	受水費増	
		減価償却費	990,051	16,050	1,006,101	有形固定資産減価償却費増等	
		資産減耗費	21,743	5,986	27,729	固定資産除却費増	
		営業外費用		125,708	0	125,708	
			補 助 金	1,066	0	1,066	
			支 払 利 息	72,320	0	72,320	
			消費税及び 地方消費税	51,004	0	51,004	
			雑 支 出	1,318	0	1,318	
		予 備 費		10,000	0	10,000	
			予 備 費	10,000	0	10,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合計	備 考
資本的収入			千円 394,102	千円 41,860	千円 435,962	
	企 業 債		300,000	0	300,000	
		企 業 債	300,000	0	300,000	
	工 事 負 担 金		10,753	△ 3,030	7,723	
		工 事 負 担 金	10,753	△ 3,030	7,723	工事負担金減等
	国 庫 補 助 金		7,922	25,652	33,574	
		国 庫 補 助 金	7,922	25,652	33,574	国庫補助金増
	出 資 金		75,427	19,238	94,665	
		一 般 会 計 出 資 金	75,427	19,238	94,665	一般会計出資金増

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合計	備 考
資本的支出			千円 1,490,627	千円 71,322	千円 1,561,949	
	建設改良費		916,112	71,322	987,434	
		水源・浄水場 施設整備費	240,974	100,202	341,176	工事請負費増
		配水施設 整備費	623,110	△ 20,000	603,110	委託料減等
		諸設備費	52,028	△ 8,880	43,148	固定資産購入費減等
	企業債還	債金	500,030	0	500,030	
		企業債還 債金	500,030	0	500,030	
	投資		69,485	0	69,485	
		投資	69,485	0	69,485	
	予備費		5,000	0	5,000	
		予備費	5,000	0	5,000	

令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	195,503
	減価償却費	1,006,101
	固定資産除却費	27,729
	貸倒引当金の増減額	20
	引当金の増減額	15,155
	長期前受金戻入額	△ 277,286
	受取利息及び受取配当金	△ 18,259
	支払利息	72,320
	未収金の増減額 (△は増加)	41,387
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 12,772
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 84,115
	小計	<u>965,783</u>
	利息及び配当金の受取額	18,259
	利息の支払額	<u>△ 72,320</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>911,722</u>
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,042,519
	国庫補助金等による収入	33,574
	負担金による収入	7,723
	出資による支出	△ 69,485
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 1,070,707</u>
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	300,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 500,029
	他会計からの出資による収入	94,665
	財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 105,364</u>
	資金の増加額 (又は減少額)	△ 264,349
	資金期首残高	<u>3,056,093</u>
	資金期末残高	<u><u>2,791,744</u></u>

# 給 与 費 明 細 書

## 1 総括

区 分	職員数		給 与				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	16	44 ( 0)	4,944	157,546	128,224	290,714	57,860	348,574
	0	6 ( 0)	0	22,647	19,540	42,187	8,322	50,509
合計	16	50 ( 0)	4,944	180,193	147,764	332,901	66,182	399,083
補正前	16	44 ( 0)	4,944	162,546	126,254	293,744	59,689	353,433
	0	6 ( 0)	0	22,647	18,838	41,485	8,322	49,807
合計	16	50 ( 0)	4,944	185,193	145,092	335,229	68,011	403,240
比較	0	0 ( 0)	0	△ 5,000	1,970	△ 3,030	△ 1,829	△ 4,859
	0	0 ( 0)	0	0	702	702	0	702
合計	0	0 ( 0)	0	△ 5,000	2,672	△ 2,328	△ 1,829	△ 4,157

区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
補正後	6,006	16,519	4,441	3,544	0	11,526
補正前	6,006	16,519	4,441	3,544	0	11,526
比較	0	0	0	0	0	0

区 分	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職給付費 (千円)	計 (千円)
補正後	3,382	43,038	34,144	2,340	22,824	147,764
補正前	3,382	42,508	33,272	2,340	21,554	145,092
比較	0	530	872	0	1,270	2,672

備考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 ( ) 内には、短時間勤務職員（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）について外書すること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区	分	職員数		給				与			法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	16	39 ( 0)	4,944	149,679	123,799	278,422		55,197	333,619		
	資本勘定支弁職員	0	6 ( 0)	0	22,647	19,540	42,187	8,322	50,509			
	合計	16	45 ( 0)	4,944	172,326	143,339	320,609	63,519	384,128			
補正前	損益勘定支弁職員	16	39 ( 0)	4,944	153,329	121,829	280,102	57,026	337,128			
	資本勘定支弁職員	0	6 ( 0)	0	22,647	18,838	41,485	8,322	49,807			
	合計	16	45 ( 0)	4,944	175,976	140,667	321,587	65,348	386,935			
比較	損益勘定支弁職員	0	0 ( 0)	0	△ 3,650	1,970	△ 1,680	△ 1,829	△ 3,509			
	資本勘定支弁職員	0	0 ( 0)	0	0	702	702	0	702			
	合計	0	0 ( 0)	0	△ 3,650	2,672	△ 978	△ 1,829	△ 2,807			

手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手当の内訳	補正後	6,006	15,735	4,441	3,357	0	10,862
	補正前	6,006	15,735	4,441	3,357	0	10,862
	比較	0	0	0	0	0	0

手当の内訳	区分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職給付費	計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手当の内訳	補正後	3,382	40,919	34,144	2,340	22,153	143,339
	補正前	3,382	40,389	33,272	2,340	20,883	140,667
	比較	0	530	872	0	1,270	2,672

備考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

区	分	職員数		給 与				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定支弁職員	0	5 ( 0)	0	7,867	4,425	12,292	2,663	14,955
	資本勘定支弁職員	0	0 ( 0)	0	0	0	0	0	0
補正前	合計	0	5 ( 0)	0	7,867	4,425	12,292	2,663	14,955
	損益勘定支弁職員	0	5 ( 0)	0	9,217	4,425	13,642	2,663	16,305
比較	資本勘定支弁職員	0	0 ( 0)	0	0	0	0	0	0
	合計	0	5 ( 0)	0	9,217	4,425	13,642	2,663	16,305
比較	損益勘定支弁職員	0	0 ( 0)	0	△ 1,350	0	△ 1,350	0	△ 1,350
	資本勘定支弁職員	0	0 ( 0)	0	0	0	0	0	0
比較	合計	0	0 ( 0)	0	△ 1,350	0	△ 1,350	0	△ 1,350

区	分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
補正後		0	784	0	187	0	664
補正前		0	784	0	187	0	664
比較		0	0	0	0	0	0

区	分	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職給付費 (千円)	計 (千円)
補正後		0	2,119	0	0	671	4,425
補正前		0	2,119	0	0	671	4,425
比較		0	0	0	0	0	0

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ( ) 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

2 給料及び手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外の職員分）

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 3,650	職員の育児休業に伴う増減分 △ 3,650	育児休業職員 1 名	育児休業期間 9 月～3 月
手当	2,672	人事院勧告による給料月額を増額に伴う 手当の増額 2,672	期末手当 勤勉手当 退職給付費	530 千円 872 千円 1270 千円

(注) 1 一般職の職員の給与（報酬をもって支弁される職員に係る給与を除く。）について記載すること。

2 「説明」欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

# 債務負担行為に関する調書

令和5年度新規提出分

(追加)

事 項	限度額	当該年度以降の支払義務		左 の 財 源 内 訳		
		発 生 予 定 額	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	
		期 間	金 額	国庫補助金	出 資 金	
自家用電気工作物保安管理業務	千円 3,580	令和5年度から 令和6年度まで	千円 3,580	千円 0	千円 0	千円 3,580
水位計保守点検業務	6,140	令和5年度から 令和6年度まで	6,140	0	0	6,140
浄水汚泥収集運搬業務	15,810	令和5年度から 令和6年度まで	15,810	0	0	15,810
浄水汚泥最終処分業務	8,120	令和5年度から 令和6年度まで	8,120	0	0	8,120
浄水処理用薬品購入	39,780	令和5年度から 令和6年度まで	39,780	0	0	39,780

# 債務負担行為に関する調書

令和5年度新規提出分

(追加)

事 項	限度額	当該年度以降の支払義務		左 の 財 源 内 訳		
		発 生 予 定 額 期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	
				国庫補助金	出 資 金	
埋金浄水場耐震補強及び <sup>※</sup> 補修工事 (着水井・薬品沈殿池・急速ろ過池)	千円 142,840	令和5年度から 令和6年度まで	千円 142,840	千円 26,754	千円 20,065	千円 96,021
水道料金納付書等印刷物作成業務	7,500	令和5年度から 令和9年度まで	7,500	0	0	7,500

# 債務負担行為に関する調書

前年度までに提出した分

(追加(変更))

事項	追加(変更)前		追加(変更)		追加(変更)後		追加理由
	期間	金額	期間	金額	期間	金額	
複合機購入及び 保守業務委託 (浄水課)	令和2年度から 令和7年度まで	千円 564	令和5年度から 令和7年度まで	千円 250	令和2年度から 令和7年度まで	千円 814	印刷枚数の増加

令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

	資 産 の 部			
	千円	千円	千円	千円
1 固 定 資 産				
(1) 有形固定資産				
イ 土 地		2,567,725		
ロ 建 物	3,808,044			
減価償却累計額	<u>△ 1,268,332</u>	2,539,712		
ハ 構 築 物	30,827,695			
減価償却累計額	<u>△ 15,028,122</u>	15,799,573		
ニ その他構築物	941,428			
減価償却累計額	<u>△ 492,737</u>	448,691		
ホ 機 械 及 び 装 置	6,191,266			
減価償却累計額	<u>△ 4,298,698</u>	1,892,568		
ヘ 車 両 及 び 運 搬 具	30,240			
減価償却累計額	<u>△ 27,987</u>	2,253		
ト 工 具、器 具 及 び 備 品	273,308			
減価償却累計額	<u>△ 241,420</u>	31,888		
チ 建 設 仮 勘 定		<u>117,721</u>		
有形固定資産合計			23,400,131	
(2) 無形固定資産				
イ 水 利 権		1,185,261		
ロ その他無形固定資産		<u>15,927</u>		
無形固定資産合計			1,201,188	
(3) 投資その他の資産				
イ 出 資 金		<u>2,667,826</u>		
投資その他の資産合計			<u>2,667,826</u>	
固 定 資 産 合 計				27,269,145
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			2,791,744	
(2) 未 収 金		446,659		
未収金貸倒引当金		<u>△ 4,615</u>	442,044	
(3) 有 価 証 券			1,599,475	
(4) 貯 蔵 品			9,976	
(5) 前 払 金			76,265	
(6) その他流動資産			<u>3,220</u>	
流動資産合計				<u>4,922,724</u>
資 産 合 計				<u>32,191,869</u>

		負債の部			
		千円	千円	千円	千円
3	固定負債				
(1)	企業債			5,052,533	
(2)	引当金				
	イ 退職給付引当金		341,692	<u>341,692</u>	
	固定負債合計				5,394,225
4	流動負債				
(1)	企業債			477,992	
(2)	未払金			170,700	
(3)	前受金			1,230	
(4)	引当金				
	イ 退職給付引当金		20,762		
	ロ 賞与引当金		26,179		
	ハ 法定福利費引当金		<u>5,528</u>	52,469	
(5)	預り金			<u>238,763</u>	
	流動負債合計				941,154
5	繰延収益				
(1)	長期前受金			<u>13,859,316</u>	
(2)	長期前受金収益化累計額			<u>△ 8,123,098</u>	
	繰延収益合計				<u>5,736,218</u>
	負債合計				<u><u>12,071,597</u></u>

		資本の部			
		千円	千円	千円	千円
6	資本金				
(1)	資本金			<u>16,607,040</u>	
	資本金合計				16,607,040
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
	イ 受贈財産評価額		<u>111,926</u>		
	資本剰余金合計				111,926
(2)	利益剰余金				
	イ 建設改良積立金		<u>300,000</u>		
	ロ 当年度未処分利益剰余金		<u>3,101,306</u>		
	利益剰余金合計			<u>3,401,306</u>	
	剰余金合計				<u>3,513,232</u>
	資本合計				<u>20,120,272</u>
	負債資本合計				<u><u>32,191,869</u></u>

令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算節別明細表

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明
水道事業収益	営業収益	給水収益		3,083,159	35,481	3,118,640	
				2,653,680	△ 12,550	2,641,130	
				2,550,672	△ 11,500	2,539,172	
			水道料金	2,550,672	△ 11,500	2,539,172	
				103,008	△ 1,050	101,958	
			修理負担金	4,217	△ 1,300	2,917	原因者分漏水修理件数減
			手数料	3,947	250	4,197	設計・竣工検査手数料増
			下水道受託収益	94,844	0	94,844	
				429,479	48,031	477,510	
			加入負担金	138,793	38,000	176,793	
				138,793	38,000	176,793	給水装置工事申込件数増
			他会計補助金	3,322	80	3,402	
			営業外収益	長期前受入金戻入		3,322	80
	270,335	6,951			277,286		
長期前受贈財産評価額戻入	31,384	1,911			33,295	長期前受贈財産評価額戻入増	
長期前受加入負担金戻入	112,956	48			113,004	長期前受加入負担金戻入増	
長期前受工事負担金戻入	88,446	4,228			92,674	長期前受工事負担金戻入増	
長期前受手数料戻入	13,328	619			13,947	長期前受手数料戻入増	
長期前受国庫補助金戻入	24,221	145			24,366	長期前受国庫補助金戻入増	
その他営業外収益	17,029	3,000			20,029		
受取利息	15,259	3,000			18,259	受取利息増	
その他雑収益	1,770	0			1,770		

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明
水道事業費用	営業費用	原水及び 浄水費		2,873,182	△ 36,433	2,836,749	
				2,737,474	△ 36,433	2,701,041	
				575,401	△ 50,250	525,151	
			備用品費	2,163	0	2,163	
			光熱水費	961	△ 250	711	ガス代等減
			通信運搬費	3,397	0	3,397	
			委託料	327,911	△ 10,000	317,911	委託料入札残等
			賃借料	2,600	0	2,600	
			修繕費	47,686	0	47,686	
			動力費	144,269	△ 40,000	104,269	電気代減
			薬品費	34,737	0	34,737	
			補償費	8,600	0	8,600	
			保険料	20	0	20	
			負担金	2,369	0	2,369	
			公課費	5	0	5	
			交付金	683	0	683	

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明			
水道事業費用	営業費用	配水及び給水費	備	157,914	△ 210	157,704				
			光	1,428	0	1,428				
			印	83	0	83				
			通	50	0	50				
			委	399	0	399				
			手	52,327	0	52,327				
			賃	2	0	2				
			修	34	190	224	軌道敷土地賃借料増			
			動	99,228	0	99,228				
			材	4,108	△ 400	3,708	電気代減			
			保	159	0	159				
			公	14	0	14				
			貸	18	0	18				
			繰	64	0	64				
			業務費			備	77,005	△ 700	76,305	
						印	689	0	689	
						通	1,523	△ 500	1,023	印刷費減
委	6,548	200				6,748	切手代増等			
手	57,620	0				57,620				
賃	7,858	△ 400				7,458	セキュリティ更新手数料減			
修	409	0				409				
保	397	0				397				
公	40	0				40				
貸	14	0				14				
繰	1,907	0				1,907				

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明
水道事業費用	営業費用	総係費					
			給料	409,804	△ 8,729	401,075	
			手当	162,546	△ 5,000	157,546	職員給料減
			賞与引当金額	85,600	593	86,193	期末勤勉手当増等
			繰入金額	22,009	809	22,818	賞与引当金繰入額増
			報酬	1,254	0	1,254	
			法定福利費	55,038	△ 2,000	53,038	法定福利費減
			法定福利費引当金繰入	4,651	171	4,822	法定福利費引当金繰入額増
			旅費	3,104	△ 700	2,404	総会・役員会旅費減等
			備用品費	2,918	△ 160	2,758	消耗品減
			燃料費	1,420	0	1,420	
			光熱水費	2,573	△ 300	2,273	電気代減
			印刷製本費	1,539	50	1,589	印刷費増
			通信運搬費	2,315	△ 10	2,305	切手代減
			委託送料	30,190	△ 2,720	27,470	業務委託入札残
			手数料	3,529	△ 30	3,499	ライセンス手数料減
			賃借料	1,943	0	1,943	
			修繕費	1,395	0	1,395	
			保険料	3,292	0	3,292	
			負担金	3,424	0	3,424	
			研修費	1,863	0	1,863	
			食糧費	41	0	41	
			交際費	33	0	33	
公課費	35	0	35				
退職給付引当金繰入	18,645	568	19,213	退職給付引当金繰入額増			
厚生福利費	447	0	447				

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明
水道事業費用	營業費用	會議費		4,564	0	4,564	
			報酬	3,054	0	3,054	
			旅費	1,038	0	1,038	
			備用品費	3	0	3	
			印刷製本費	1	0	1	
			委託料	383	0	383	
			賃借料	68	0	68	
			食糧費	5	0	5	
			交際費	12	0	12	
				718	0	718	
	監査費			636	0	636	
		報酬		80	0	80	
		備用品費		2	0	2	
				500,274	1,420	501,694	
	受水費			500,274	1,420	501,694	受水費増
				990,051	16,050	1,006,101	
	減価償却費	有形固定資産減価償却費		912,412	16,047	928,459	構築物減価償却費増等
			無形固定資産減価償却費	77,639	3	77,642	水利権減価償却費増
				21,743	5,986	27,729	
		資産減耗費		21,743	5,986	27,729	構築物除却費増等

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明	
水道事業費用	営業外費用			125,708	0	125,708		
		補助金		1,066	0	1,066		
		補助金	補助金		1,066	0	1,066	
		支払利息	支払利息	72,320	0	72,320		
		消費税及び 地方消費税	消費税及び 地方消費税	51,004	0	51,004		
		雑支出	雑支出	1,318	0	1,318		
		その他雑支出	その他雑支出	1,318	0	1,318		
		予備費	予備費	10,000	0	10,000		
		予備費	予備費	10,000	0	10,000		

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明
資本の収入				394,102	41,860	435,962	
	企業債			300,000	0	300,000	
	企業債	企業債		300,000	0	300,000	
	企業債	企業債		300,000	0	300,000	
	工事負担金			10,753	△ 3,030	7,723	
	工事負担金	工事負担金		10,753	△ 3,030	7,723	
	工事負担金	工事負担金	工事負担金	9,958	△ 2,820	7,138	消火栓工事減
	工事負担金	工事負担金	手数料	795	△ 210	585	消火栓工事減
	国庫補助金			7,922	25,652	33,574	
	国庫補助金	国庫補助金		7,922	25,652	33,574	
	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	7,922	25,652	33,574	国庫補助金増
	出資金			75,427	19,238	94,665	
	出資金	一般会計出資金		75,427	19,238	94,665	
	出資金	一般会計出資金	一般会計出資金	75,427	19,238	94,665	一般会計出資金増

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明
資本の支出	建設改良費	水源・浄水場 施設整備費		1,490,627	71,322	1,561,949	
				916,112	71,322	987,434	
				240,974	100,202	341,176	
			給料	22,647	0	22,647	
			手当	12,568	0	12,568	
			賞与引当金額	3,361	0	3,361	
			法定福利費	7,616	0	7,616	
			法定福利費	706	0	706	
			引当金繰入額				
			委託料	66,297	△ 17,000	49,297	業務委託入札残等
			補償費	18,000	0	18,000	
			工事請負費	106,870	116,500	223,370	浄水場関係工事増
			退職給付引当金繰入額	2,909	702	3,611	退職給付引当金繰入額増
					△ 20,000	603,110	
			備消費品費	263	0	263	
			通信運搬費	97	0	97	
			委託料	35,691	△ 20,000	15,691	業務委託入札残等
			手数料	50	0	50	
			賃借料	1,260	0	1,260	
			修繕費	163	0	163	
工事請負費	585,549	0	585,549				
保険料	14	0	14				
公課費	23	0	23				

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明
資本の支出	建設改良費	諸設備費		52,028	△ 8,880	43,148	
			量水器費	10,810	△ 1,000	9,810	量水器出庫減
			有形固定資産購入	41,218	△ 7,880	33,338	有形固定資産購入入札残等
		企業償還金		500,030	0	500,030	
		企業償還金		500,030	0	500,030	
	投資	投資	企業償還金	500,030	0	500,030	
				69,485	0	69,485	
	予備費	予備費	投資	69,485	0	69,485	
				69,485	0	69,485	
				5,000	0	5,000	
		予備費	予備費	5,000	0	5,000	
		予備費	予備費	5,000	0	5,000	

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法による。

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

減価償却の方法 定額法による。

主な耐用年数

建物	8～65年
構築物	5～80年
機械及び装置	5～20年
工具、器具及び備品	2～20年
車両運搬具	3～12年

#### (2) 無形固定資産

減価償却の方法 定額法による。

主な耐用年数

水利権	20年
施設利用権	38年
その他無形固定資産	5年

### 3 引当金の計上方法

#### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

#### (2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

#### (3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支払いに備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

#### (4) 貸倒引当金

水道料金等の債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

#### 4 引当金の取崩し

##### (1) 退職給付引当金

当年度における退職手当を支給するため退職給付引当金から 1,129,612 円を取り崩す予定である。

##### (2) 賞与引当金

当年度における期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金から 25,273,000 円を取り崩した。

##### (3) 法定福利費引当金

当年度における期末・勤勉手当に係る法定福利費を支給するため法定福利費引当金から 5,295,000 円を取り崩した。

##### (4) 貸倒引当金

当年度生じた不納欠損に対し貸倒引当金から 1,950,732 円を取り崩す予定である。

#### 5 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

#### 6 リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

令和 5 年度末の未経過リース料相当額は、下記のとおり。

##### 所有権移転外ファイナンス・リース取引

1 年内	1,281,720 円
1 年超	2,563,440 円
計	3,845,160 円

議案第 6 号説明資料

令和 6 年第 1 回春日那珂川水道企業団議会定例会  
令和 5 年度補正予算説明資料

春日那珂川水道企業団

令和5年度 補正予算 (第2号)

消費税込み

(単位：千円)

区分	収入予算額				支出予算額				
	既決予定額	補正予定額	合計		既決予定額	補正予定額	合計		
収益的収入及び支出	水道事業収益	3,083,159	35,481	3,118,640	水道事業費用	2,873,182	△ 36,433	2,836,749	
	営業収益	2,653,680	△ 12,550	2,641,130	営業費用	2,737,474	△ 36,433	2,701,041	
	給水収益	2,550,672	△ 11,500	2,539,172	原水及び浄水費	575,401	△ 50,250	525,151	
	その他営業収益	103,008	△ 1,050	101,958	配水及び給水費	157,914	△ 210	157,704	
	営業外収益	429,479	48,031	477,510	業務費	77,005	△ 700	76,305	
	加入負担金	138,793	38,000	176,793	総係費	409,804	△ 8,729	401,075	
	他会計補助金	3,322	80	3,402	議会費	4,564	0	4,564	
	長期前受金戻入	270,335	6,951	277,286	監査費	718	0	718	
	その他営業外収益	17,029	3,000	20,029	受水費	500,274	1,420	501,694	
	特別利益	0	0	0	減価償却費	990,051	16,050	1,006,101	
	固定資産売却益	0	0	0	資産減耗費	21,743	5,986	27,729	
					営業外費用	125,708	0	125,708	
					補助金	1,066	0	1,066	
					支払利息	72,320	0	72,320	
					消費税及び地方消費税	51,004	0	51,004	
				雑支出	1,318	0	1,318		
				予備費	10,000	0	10,000		
				予備費	10,000	0	10,000		
				収支差引額	209,977	71,914	281,891		
				(税抜後当年度純利益)	( 130,885 )	( 64,618 )	( 195,503 )		
	計	3,083,159	35,481	3,118,640	計	3,083,159	35,481	3,118,640	
資本的収入及び支出	資本的収入	394,102	41,860	435,962	資本的支出	1,490,627	71,322	1,561,949	
	企業債	300,000	0	300,000	建設改良費	916,112	71,322	987,434	
	企業債	300,000	0	300,000	水源・浄水場施設整備費	240,974	100,202	341,176	
	工事負担金	10,753	△ 3,030	7,723	配水施設整備費	623,110	△ 20,000	603,110	
	工事負担金	10,753	△ 3,030	7,723	諸設備費	52,028	△ 8,880	43,148	
	国庫補助金	7,922	25,652	33,574	企業債償還金	500,030	0	500,030	
	国庫補助金	7,922	25,652	33,574	企業債償還金	500,030	0	500,030	
	出資金	75,427	19,238	94,665	投資	69,485	0	69,485	
	一般会計出資金	75,427	19,238	94,665	投資	69,485	0	69,485	
	固定資産売却代金	0	0	0	予備費	5,000	0	5,000	
	固定資産売却代金	0	0	0	予備費	5,000	0	5,000	
					資本的収支不足額	1,096,525	29,462	1,125,987	
		計	1,490,627	71,322	1,561,949	計	1,490,627	71,322	1,561,949
					予算規模	4,573,786	106,803	4,680,589	

収益的収支	
収益的収入	3,118,640
収益的支出	2,836,749
収支差引額	281,891
(税抜後純利益)	( 195,503 )
既決予定額との比較	64,618
資本的収支	
資本的収入	435,962
資本的支出	1,561,949
不足額	1,125,987
補てん財源	
消費税資本的収支調整額	84,312
建設改良積立金	300,000
過年度損益勘定留保資金	741,675
補てん額	1,125,987

## 議案第7号

令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月20日

春日那珂川水道企業団

企業長 井上 澄和

### 提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の当初予算を調製したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により企業団議会の議決を求めるものである。

令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数	68,451戸
2. 年間総配水量	13,131,052 m <sup>3</sup>
3. 一日平均配水量	35,975 m <sup>3</sup>
4. 主要な建設改良事業	
(1) 水源・浄水場施設整備費	
浄水場施設更新工事等	93,769千円
(2) 配水施設整備費	
配水管布設工事等	714,697千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			3,075,147千円
第1項 営業収益			2,630,643千円
第2項 営業外収益			444,504千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			2,946,424千円
第1項 営業費用			2,811,776千円
第2項 営業外費用			124,648千円
第3項 予備費			10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,013,879千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70,564千円、過年度分損益勘定留保資金943,315千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			358,918千円
第1項 企業債			300,000千円
第2項 工事負担金			10,623千円
第3項 出資金			48,295千円
	支	出	
第1款 資本的支出			1,372,797千円
第1項 建設改良費			840,889千円
第2項 企業債償還金			477,993千円
第3項 国庫補助金返還金			620千円

第4項	投	資	48,295千円
第5項	予	備	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 300,000	証書借入	% 3.0以内	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 418,698千円  
(2) 交際費 45千円

(他会計からの補助金)

第8条 春日市及び那珂川市の一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 福岡地区水道企業団補助金 435千円  
(2) 児童手当補助金 2,406千円  
(3) 福岡地区水道企業団出資金 48,295千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、17,472千円と定める。

令和6年度

水道事業会計  
予算に関する説明書

春日那珂川水道企業団

令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
水道事業 収 益			千円 3,075,147	
	営業収益		2,630,643	
		給 水 収 益	2,526,925	水道料金収入
		その他営業収益	103,718	春日市・那珂川市下水道使用料賦課 徴収受託料等
	営業外収益		444,504	
		加 入 負 担 金	155,518	加入負担金
		他 会 計 補 助 金	2,841	福岡地区水道企業団・児童手当に係 る構成団体からの補助金
		長期前受金戻入	265,606	受贈財産評価額、工事負担金、国庫 補助金等の戻入益
		その他営業外収益	20,539	受取利息及びその他雑収益

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
水道事業 費 用			千円 2,946,424	
	営業費用		2,811,776	
		原水及び浄水費	613,295	浄水施設維持管理費
		配水及び給水費	154,806	配水及び給水装置維持管理費
		業 務 費	78,207	検針、徴収業務費
		総 係 費	421,038	総括的運営経費
		議 会 費	4,872	議会運営及び議員報酬、費用弁償
		監 査 費	729	監査事務費及び監査委員報酬、費用弁償
		受 水 費	502,651	福岡地区水道企業団からの受水費
		減 価 償 却 費	1,015,429	有形固定資産、無形固定資産減価償却費
		資 産 減 耗 費	20,749	固定資産除却費
	営業外費用		124,648	
		補 助 金	435	福岡地区水道企業団に対する補助金
		支 払 利 息	68,375	企業債利息
		消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	54,520	消費税及び地方消費税納税額
		雑 支 出	1,318	過年度分水道料金等還付金
	予 備 費		10,000	
		予 備 費	10,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
資本的収入			千円 358,918	
	企 業 債		300,000	
		企 業 債	300,000	配水施設整備に係る上水道事業債
	工事負担金		10,623	
		工 事 負 担 金	10,623	消火栓設置、移設工事に伴う工事負担金等
	出 資 金		48,295	
一般会計出資金		48,295	福岡地区水道企業団に係る構成団体からの出資金	

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
資本的支出			千円 1,372,797	
	建設改良費		840,889	
		水源・浄水場 施設整備費	93,769	浄水施設更新工事等
		配水施設整備費	714,697	配水管布設工事等
		諸設備費	32,423	量水器費、固定資産購入費
	企業債還金		477,993	
		企業債償還金	477,993	企業債償還元金
	国庫補助金 返還金		620	
		国庫補助金 返還金	620	国庫補助金返還金
	投 資		48,295	
		投 資	48,295	福岡地区水道企業団への出資金
	予 備 費		5,000	
		予 備 費	5,000	

令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	56,572
	減価償却費	1,015,429
	固定資産除却費	20,749
	貸倒引当金の増減額	160
	引当金の増減額	△ 1,996
	長期前受金戻入額	△ 265,606
	受取利息及び受取配当金	△ 18,329
	支払利息	68,375
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 12,629
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 15,534
	未払金の増減額 (△は減少)	11,103
	小計	858,294
	利息及び配当金の受取額	18,329
	利息の支払額	△ 68,375
	業務活動によるキャッシュ・フロー	808,248
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 753,168
	国庫補助金等による収入	0
	負担金による収入	10,623
	国庫補助金等の返還による支出	△ 620
	出資による支出	△ 48,295
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 791,460
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	300,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 477,992
	他会計からの出資による収入	48,295
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 129,697
	資金の増加額 (又は減少額)	△ 112,909
	資金期首残高	2,791,744
	資金期末残高	2,678,835

# 給 与 費 明 細 書

## 1 総 括

区 分	職員数		給 与				費		合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)	法定福利費 (千円)		
本 年 度	16	43 ( 0)	4,944	162,294	139,181	306,419	63,056	369,475	
	0	6 ( 0)	0	23,124	17,593	40,717	8,506	49,223	
	16	49 ( 0)	4,944	185,418	156,774	347,136	71,562	418,698	
前 年 度	16	45 ( 0)	4,944	165,645	127,437	298,026	59,689	357,715	
	0	6 ( 0)	0	22,647	18,838	41,485	8,322	49,807	
	16	51 ( 0)	4,944	188,292	146,275	339,511	68,011	407,522	
比 較	0	△ 2 ( 0)	0	△ 3,351	11,744	8,393	3,367	11,760	
	0	0 ( 0)	0	477	△ 1,245	△ 768	184	△ 584	
	0	△ 2 ( 0)	0	△ 2,874	10,499	7,625	3,551	11,176	

区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
本年度	5,982	16,623	4,777	3,788	0	11,647
前年度	6,006	16,782	4,441	3,606	0	11,526
比較	△ 24	△ 159	336	182	0	121

区 分	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職給付費 (千円)	計 (千円)
本年度	4,411	43,702	36,230	2,595	27,019	156,774
前年度	3,382	42,976	33,662	2,340	21,554	146,275
比較	1,029	726	2,568	255	5,465	10,499

備考 1 報酬又は給料をもって支弁される職員で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ( ) 内には、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区	区分	職員数		給				与			法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)	手当 (千円)				
本 年 度	損益勘定支弁職員	16	39 ( 0)	4,944	154,297	133,410	292,651	59,658	352,309			
	資本勘定支弁職員	0	6 ( 0)	0	23,124	17,593	40,717	8,506	49,223			
	合計	16	45 ( 0)	4,944	177,421	151,003	333,368	68,164	401,532			
前 年 度	損益勘定支弁職員	16	40 ( 0)	4,944	156,428	123,012	284,384	57,026	341,410			
	資本勘定支弁職員	0	6 ( 0)	0	22,647	18,838	41,485	8,322	49,807			
	合計	16	46 ( 0)	4,944	179,075	141,850	325,869	65,348	391,217			
比 較	損益勘定支弁職員	0	△ 1 ( 0)	0	△ 2,131	10,398	8,267	2,632	10,899			
	資本勘定支弁職員	0	0 ( 0)	0	477	△ 1,245	△ 768	184	△ 584			
	合計	0	△ 1 ( 0)	0	△ 1,654	9,153	7,499	2,816	10,315			

手 当 の 内 訳	区	分	給						時間外勤務手当 (千円)
			扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)		
	本年度		5,982	15,943	4,777	3,663	0	11,070	
	前年度		6,006	15,998	4,441	3,419	0	10,862	
	比較		△ 24	△ 55	336	244	0	208	

手 当 の 内 訳	区	分	給				退職給付費 (千円)	計 (千円)
			管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤働手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	本年度		4,411	41,628	34,480	2,595	26,454	151,003
	前年度		3,382	40,857	33,662	2,340	20,883	141,850
	比較		1,029	771	818	255	5,571	9,153

備考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

区	区分	職員数		給			与		費		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)					
本 年 度	損益勘定支弁職員	0	4 ( 0 )	0	7,997	5,771	13,768	3,398	17,166			
	資本勘定支弁職員	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0	0			
	合計	0	4 ( 0 )	0	7,997	5,771	13,768	3,398	17,166			
前 年 度	損益勘定支弁職員	0	5 ( 0 )	0	9,217	4,425	13,642	2,663	16,305			
	資本勘定支弁職員	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0	0			
	合計	0	5 ( 0 )	0	9,217	4,425	13,642	2,663	16,305			
比 較	損益勘定支弁職員	0	△ 1 ( 0 )	0	△ 1,220	1,346	126	735	861			
	資本勘定支弁職員	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0	0			
	合計	0	△ 1 ( 0 )	0	△ 1,220	1,346	126	735	861			

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	本年度	0	680	0	125	0	577
	前年度	0	784	0	187	0	664
	比較	0	△ 104	0	△ 62	0	△ 87

手当の内訳	区分	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤労手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職給付費 (千円)	計 (千円)
	本年度	0	2,074	1,750	0	565	5,771
	前年度	0	2,119	0	0	671	4,425
	比較	0	△ 45	1,750	0	△ 106	1,346

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ( ) 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

2 給料及び手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外の職員分）

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 1,654	増減事由別内訳 給与規程改正に伴う増減分	1,182 令和5年度給与改定あり	
		昇給に伴う増加分	349 定期昇給によるもの	
		その他増減分	△ 3,185 職員数の増減等によるもの	令和6年度職員数 45人（前年度比 △1） 定年延長及び再任用に伴うもの
手当	9,153	給与規程改正に伴う増減分	2,631 令和5年度給与改定あり 期末手当 1,395千円 勤勉手当 1,236千円	
		その他増減分	6,522 扶養手当 △24千円 地域手当 △55千円 住居手当 336千円 通勤手当 244千円 時間外勤務手当 208千円 管理職手当 1,029千円 期末手当 △624千円 勤勉手当 △418千円 児童手当 255千円 退職給付費 5,571千円	支給対象職員の増減に伴うもの

(注) 1 一般職の職員の給与（報酬をもって支弁される職員に係る給与を除く。）について記載すること。

2 「説明」欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

3 給料及び手当の状況（会計年度任用職員以外の職員分）

(1) 職員1人当たりの給与

区分	区		分		事務・技術職 （企業職（→））	技能労務職 （企業職（→））
	平均給与	月額	平均給与	月額		
令和6年4月1日現在	平均	341,145	平均	341,145	該当なし	該当なし
	与	431,497	与	431,497	該当なし	該当なし
	年齢	45.1	年齢	45.1	該当なし	該当なし
令和5年4月1日現在	平均	338,147	平均	338,147	該当なし	該当なし
	与	424,385	与	424,385	該当なし	該当なし
	年齢	44.1	年齢	44.1	該当なし	該当なし

(2) 初任給

区分	事務・技術職（円）		技能労務職（円）		春日市の制度	
	事務・技術職（円）	月額	技能労務職（円）	月額	行政職（円）	技能労務職（円）
中学校	170,900		169,000		170,900	169,000
高校	181,800				181,800	
短大	196,200				196,200	
大学						

(3) 級別職員数

区分	事務		技術		技術		技能		労務		職	
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和6年4月1日現在	1級	0	0.0	1級	0	0.0	1級	0	0.0	1級	0	0.0
	2級	7	18.4	2級	7	18.4	2級	0	0.0	2級	0	0.0
	3級	5	13.2	3級	5	13.2	3級	0	0.0	3級	0	0.0
	4級	12	31.6	4級	12	31.6	4級	0	0.0	4級	0	0.0
	5級	8	21.1	5級	8	21.1	5級	0	0.0	5級	0	0.0
	6級	5	13.2	6級	5	13.2	6級	0	0.0	6級	0	0.0
	7級	1	2.6	7級	1	2.6	7級	0	0.0	7級	0	0.0
計	38	100.0	計	38	100.0	計	0	0.0	計	0	0.0	
令和5年4月1日現在	1級	0	0.0	1級	0	0.0	1級	0	0.0	1級	0	0.0
	2級	6	15.8	2級	6	15.8	2級	0	0.0	2級	0	0.0
	3級	6	15.8	3級	6	15.8	3級	0	0.0	3級	0	0.0
	4級	17	44.7	4級	17	44.7	4級	0	0.0	4級	0	0.0
	5級	3	7.9	5級	3	7.9	5級	0	0.0	5級	0	0.0
	6級	5	13.2	6級	5	13.2	6級	0	0.0	6級	0	0.0
	7級	1	2.6	7級	1	2.6	7級	0	0.0	7級	0	0.0
計	38	100.0	計	38	100.0	計	0	0.0	計	0	0.0	

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級・2級	3級	4級	5級	6級	7級
事務・技術職	主事・技師	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	課長補佐・統括係長・参事補佐	課長・主幹・副参事	局長・参事

## (4) 昇給

区分		合計		事務・技術職		技能労務職	
職員数(A)	(人)	38	38	38	38		
本年度	昇給に係る職員数(B)	(人)	37	37	37		
	2号給	(人)	7	7	7		
	4号給	(人)	30	30	30		
	6号給	(人)	0	0	0		
	8号給	(人)	0	0	0		
比率 (B) / (A)		(%)	97.4	97.4	97.4		
前年度	職員数(A)	(人)	38	38	38		
	昇給に係る職員数(B)	(人)	38	38	38		
	2号給	(人)	3	3	3		
	4号給	(人)	35	35	35		
	6号給	(人)	0	0	0		
比率 (B) / (A)		(%)	100.0	100.0	100.0		

## (5) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月(月分)	1・2月(月分)	3・5年勤続の者 (月分)		
本年度	2,250 (1.225)	2,250 (1.225)	2,250 (1.025)	4,500 (2,300)	有
前年度	2,200 (1.200)	2,300 (1.250)	2,300 (1.050)	4,500 (2,250)	有
春日市の制度	2,250 (1.225)	2,250 (1.025)	2,250 (1.025)	4,500 (2,300)	有

※前年度の支給率は、令和5年の人事院勧告により支給率が増加となったが、6月分の支給率増加分は12月の支給率で対応した。

## (6) 定年退職及び勤続退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24,586,875	33,270,75	47,709	47,709	定年前早期退職特別措置 3～45%加算	
春日市の制度 (支給率等)	24,586,875	33,270,75	47,709	47,709	定年前早期退職特別措置 3～45%加算	

## (7) その他の手当

区分	春日市の制度との異同	
扶養手当	同じ	
地域手当	異なる	
住居手当	同じ	
通勤手当	同じ	

(注) 1 一般職の職員の給与(報酬又は賃金をもって支弁される職員に係る給与を除く。)について記載すること。

2 「(1) 職員1人当たり給与」及び「(3) 級別職員数」は予算調製時及びその1年前の数値により作成すること。

3 「(1) 職員1人当たり給与」は、短時間勤務職員以外の職員について作成すること。

4 「(1) 職員1人当たり給与」の「平均給与月額」は、期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除いて算定すること。

5 「(3) 級別職員数」の( )内には、短時間勤務職員について外書すること。

6 「(3) 級別職員数」の「(級別の標準的な職務内容)」は、原則として、当該事業会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表について作成すること。

7 「(4) 昇給」の「職員数」欄には、再任用短時間勤務職員以外の職員数を記載すること。

8 「(5) 期末手当、勤勉手当」は、管理又は監督の地位にある職員以外の職員について作成するものとし、「支給期別支給率」欄には当該職員の標準的な支給率を、これらの欄の( )内には再任用職員の標準的な支給率をそれぞれ記載すること。

# 債務負担行為に関する調書

前年度までに係る分

事項	限度額	前年度末までの支払義務		当該年度以降の支払義務	左の財源内訳		
		発生(見込)額			特定財源	一般財源	
		期間	金額			国庫補助金	出資金
五ヶ山ダムの管理に係る負担金	千円 共同施設の管理費に1,000分の9.5を乗じた額相当額	令和5年度まで	千円 8,392	千円 共同施設の管理費に1,000分の9.5を乗じた額相当額	千円 0	千円 0	千円 共同施設の管理費に1,000分の9.5を乗じた額相当額
猿山川取水施設用地に係る土地賃貸借契約	1,325	令和5年度まで	323	1,002	0	0	1,002
スマートメーター導入	144	令和5年度まで	千円 91	53	0	0	53
複合機購入及び保守業務委託(浄水課)	814	令和5年度まで	574	240	0	0	240
水道料金等印刷物作成業務委託	11,088	令和5年度まで	5,897	5,191	0	0	5,191
コンビニエンスストア収納代行業務委託	10,831	令和5年度まで	10,052	779	0	0	779
公道漏水修理等業務委託	48,918	令和5年度まで	32,510	16,408	0	0	16,408

# 債務負担行為に関する調書

前年度までに係る分

事項	限度額	前年度末までの支払義務		当該年度以降の支払義務		左の財源内訳		
		発生(見込)額		発生予定額		特定財源		一般財源
		期間	金額	期間	金額	国庫補助金	出資金	
エレベーター保守点検業務委託	千円 3,960	令和5年度まで	千円 359	令和6年度まで	千円 180	千円 0	千円 0	千円 180
積算システム貸借料	6,409	令和5年度まで	2,519	令和8年度まで	3,778	0	0	3,778
水道メータ取替業務	58,758	令和5年度まで	25,444	令和6年度まで	19,398	0	0	19,398
e-Meter検針業務	385	令和5年度まで	57	令和11年度まで	24	0	0	24
水道料金検針調定等業務	290,000	令和5年度まで	51,678	令和9年度まで	206,712	0	0	206,712
電話代行業務	4,439	令和5年度まで	888	令和9年度まで	3,551	0	0	3,551
庁舎清掃業務	22,220	令和5年度まで	4,325	令和9年度まで	17,895	0	0	17,895

# 債務負担行為に関する調書

前年度までに係る分

事項	限度額	前年度末までの支払義務		当該年度以降の支払義務		左の財源内訳		
		発 生 ( 見 込 ) 額		発 生 予 定 額		特 定 財 源	一 般 財 源	
		期 間	金 額	期 間	金 額		国庫補助金	出 資 金
管路地理情報システム導入及び更新保守業務	千円 50,036	令和5年度まで	千円 22,440	令和10年度まで	千円 24,750	千円 0	千円 0	千円 24,750
春日水源電気計装設備改修工事	28,028	令和5年度まで	0	令和6年度まで	28,028	0	0	28,028
浄水場運営管理業務	612,673	令和5年度まで	0	令和8年度まで	612,673	0	0	612,673
自家用電気工作物保安管理業務	3,530	令和5年度まで	0	令和6年度まで	3,530	0	0	3,530
水位計保守点検業務	6,140	令和5年度まで	0	令和6年度まで	6,140	0	0	6,140
汚泥収集運搬業務	15,810	令和5年度まで	0	令和6年度まで	15,810	0	0	15,810
汚泥最終処分業務	8,120	令和5年度まで	0	令和6年度まで	8,120	0	0	8,120

# 債務負担行為に関する調書

前年度までに係る分

事項	限度額	前年度末までの支払義務 発生（見込）額		当該年度以降の支払義務 発生予定期間		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	特定財源		
						国庫補助金	出資金	一般財源
浄水処理用薬品購入	千円 39,780	令和5年度まで	千円 0	令和6年度まで	千円 39,780	千円 0	千円 0	千円 39,780
埋金浄水場耐震補強及び補修工事 (着水井・薬品沈殿池・急速ろ過池)	142,840	令和5年度まで	0	令和6年度まで	142,840	26,754	20,065	96,021
水道料金納付書等印刷物作成業務	7,500	令和5年度まで	0	令和9年度まで	7,500	0	0	7,500

令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固 定 資 産				
(1) 有形固定資産				
イ 土 地		2,567,725		
ロ 建 物	3,808,044			
減価償却累計額	<u>△ 1,334,196</u>	2,473,848		
ハ 構 築 物	31,582,052			
減価償却累計額	<u>△ 15,647,588</u>	15,934,464		
ニ その他構築物	941,428			
減価償却累計額	<u>△ 522,785</u>	418,643		
ホ 機械及び装置	6,191,543			
減価償却累計額	<u>△ 4,511,329</u>	1,680,214		
ヘ 車両及び運搬具	30,240			
減価償却累計額	<u>△ 28,608</u>	1,632		
ト 工具、器具及び備品	273,251			
減価償却累計額	<u>△ 246,500</u>	26,751		
チ 建設仮勘定		<u>117,721</u>		
有形固定資産合計			23,220,998	
(2) 無形固定資産				
イ 水 利 権		1,113,669		
ロ その他無形固定資産		<u>5,800</u>		
無形固定資産合計			1,119,469	
(3) 投資その他の資産				
イ 出 資 金		<u>2,716,121</u>		
投資その他の資産合計			<u>2,716,121</u>	
固 定 資 産 合 計				27,056,588
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			2,678,835	
(2) 未 収 金		459,287		
未収金貸倒引当金		<u>△ 4,775</u>	454,512	
(3) 有 価 証 券			1,599,475	
(4) 貯 蔵 品			9,749	
(5) 前 払 金			76,266	
(6) その他流動資産			<u>3,220</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>4,822,057</u>
資 産 合 計				<u>31,878,645</u>

		負債の部			
		千円	千円	千円	千円
3	固定負債				
(1)	企業債			4,889,520	
(2)	引当金				
	イ 退職給付引当金	365,342		<u>365,342</u>	
	固定負債合計				5,254,862
4	流動負債				
(1)	企業債			463,014	
(2)	未払金			181,803	
(3)	前受金			1,230	
(4)	引当金				
	イ 退職給与引当金	1,430			
	ロ 賞与引当金	26,246			
	ハ 法定福利費引当金	5,543		33,219	
(5)	預り金			238,762	
	流動負債合計				918,028
5	繰延収益				
(1)	長期前受金			13,869,319	
(2)	長期前受金収益化累計額			△ 8,388,704	
	繰延収益合計				<u>5,480,615</u>
	負債合計				<u><u>11,653,505</u></u>
		資本の部			
		千円	千円	千円	千円
6	資本金				
(1)	資本金			<u>16,655,336</u>	
	資本金合計				16,655,336
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
	イ 受贈財産評価額	<u>111,926</u>			
	資本剰余金合計			111,926	
(2)	利益剰余金				
	イ 建設改良積立金	300,000			
	ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>3,157,878</u>			
	利益剰余金合計			<u>3,457,878</u>	
	剰余金合計				<u>3,569,804</u>
	資本合計				<u>20,225,140</u>
	負債資本合計				<u><u>31,878,645</u></u>

令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1 営業収益			
(1) 給水収益	2,308,338		
(2) その他営業収益	<u>93,336</u>	2,401,674	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	478,569		
(2) 配水及び給水費	143,415		
(3) 業務費	69,550		
(4) 総係費	396,305		
(5) 議会費	4,430		
(6) 監査費	711		
(7) 受水費	456,086		
(8) 減価償却費	1,006,101		
(9) 資産減耗費	<u>27,729</u>	<u>2,582,896</u>	
営業利益			△ 181,222
3 営業外収益			
(1) 加入負担金	160,722		
(2) 他会計補助金	3,402		
(3) 長期前受金戻入	277,286		
(4) その他営業外収益	<u>19,900</u>	461,310	
4 営業外費用			
(1) 補助金	1,066		
(2) 支払利息	72,320		
(3) 雑支出	<u>1,199</u>	<u>74,585</u>	<u>386,725</u>
経常利益			205,503
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
7 予備費			
(1) 予備費	<u>10,000</u>	<u>10,000</u>	<u>10,000</u>
当年度純利益			195,503
前年度繰越利益剰余金			2,905,803
その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>3,101,306</u></u>

令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1	固 定 資 産				
(1)	有形固定資産				
	イ 土 地		2,567,725		
	ロ 建 物	3,808,044			
	減価償却累計額	<u>△ 1,268,332</u>	2,539,712		
	ハ 構 築 物	30,827,695			
	減価償却累計額	<u>△ 15,028,122</u>	15,799,573		
	ニ その他構築物	941,428			
	減価償却累計額	<u>△ 492,737</u>	448,691		
	ホ 機械及び装置	6,191,266			
	減価償却累計額	<u>△ 4,298,698</u>	1,892,568		
	ヘ 車両及び運搬具	30,240			
	減価償却累計額	<u>△ 27,987</u>	2,253		
	ト 工具、器具及び備品	273,308			
	減価償却累計額	<u>△ 241,420</u>	31,888		
	チ 建設仮勘定		<u>117,721</u>		
	有形固定資産合計			23,400,131	
(2)	無形固定資産				
	イ 水 利 権		1,185,261		
	ロ その他無形固定資産		<u>15,927</u>		
	無形固定資産合計			1,201,188	
(3)	投資その他の資産				
	イ 出 資 金		<u>2,667,826</u>		
	投資その他の資産合計			<u>2,667,826</u>	
	固 定 資 産 合 計				27,269,145
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金			2,791,744	
(2)	未 収 金		446,659		
	未収金貸倒引当金		<u>△ 4,615</u>	442,044	
(3)	有 価 証 券			1,599,475	
(4)	貯 蔵 品			9,976	
(5)	前 払 金			76,265	
(6)	その他流動資産			<u>3,220</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>4,922,724</u>	
	資 産 合 計				<u>32,191,869</u>

		負債の部			
		千円	千円	千円	千円
3	固定負債				
(1)	企業債			5,052,533	
(2)	引当金				
	イ 退職給付引当金		341,692	<u>341,692</u>	
	固定負債合計				5,394,225
4	流動負債				
(1)	企業債			477,992	
(2)	未払金			170,700	
(3)	前受金			1,230	
(4)	引当金				
	イ 退職給付引当金		20,762		
	ロ 賞与引当金		26,179		
	ハ 法定福利費引当金		<u>5,528</u>	52,469	
(5)	預り金			<u>238,763</u>	
	流動負債合計				941,154
5	繰延収益				
(1)	長期前受金			<u>13,859,316</u>	
(2)	長期前受金収益化累計額			<u>△ 8,123,098</u>	
	繰延収益合計				<u>5,736,218</u>
	負債合計				<u><u>12,071,597</u></u>

		資本の部			
		千円	千円	千円	千円
6	資本金				
(1)	資本金			<u>16,607,040</u>	
	資本金合計				16,607,040
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
	イ 受贈財産評価額		<u>111,926</u>		
	資本剰余金合計				111,926
(2)	利益剰余金				
	イ 建設改良積立金		<u>300,000</u>		
	ロ 当年度未処分利益剰余金		<u>3,101,306</u>		
	利益剰余金合計			<u>3,401,306</u>	
	剰余金合計				<u>3,513,232</u>
	資本合計				<u>20,120,272</u>
	負債資本合計				<u><u>32,191,869</u></u>

令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算節別明細表

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明		
水道事業収益	営業収益			3,075,147			
			給水収益		2,630,643		
			水道料金収入	水道料金		2,526,925	水道料金収入
			その他営業収益			103,718	
				修理負担金		2,838	原因者分漏水修理負担金等
				手数料		3,901	設計・竣工検査手数料等
				下水道受託収益		96,979	下水道使用料賦課徴収受託料
						444,504	
				加入負担金		155,518	
				他会計補助金		155,518	加入負担金
						2,841	
						2,841	構成団体からの補助金
			長期前受入金戻入				265,606
長期前受贈財産評価額戻入		46,886				長期前受贈財産評価額戻入	
長期前受加入負担金戻入		111,862				長期前受加入負担金戻入	
長期前受工事負担金戻入		69,735				長期前受工事負担金戻入	
長期前受手数料戻入		12,859				長期前受手数料戻入	
長期前受国庫補助金戻入		24,264				長期前受国庫補助金戻入	
その他営業外収益						20,539	
受取利息						18,329	受取利息
その他雑収益						2,210	行政財産使用料等

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
水道事業費用	営業費用	原水及び浄水費		2,946,424	
				2,811,776	
				613,295	
			備用品費	1,700	現場用品等
			光熱水費	718	各浄水場電気ガス料金等
			通信運搬費	3,399	専用回線料等
			委託料	361,047	浄水場施設運転管理委託料等
			賃借料	2,664	貯水池堤防賃借料等
			修繕費	64,434	浄水施設修繕費
			動力費	127,148	各浄水場動力費
			薬品費	39,776	各浄水場薬品費
			補償費	9,330	浄水場関係補償費
			保険料	53	公用車自賠責保険料
			負担金	2,331	浄水場関係負担金
			公課費	22	公用車重量税
交付金	673	五ヶ山ダム市町村交付金			

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明		
水道事業費用	営業費用	配水及び給水費		154,806			
			備	消費品費	1,508	現場用品等	
			光	熱水費	82	ポンプ室電気料金等	
			印	刷製本費	26	給水装置工事申込書	
			通	信運搬費	402	ポンプ室テレメーター通信料	
			委	託料	50,589	漏水修理委託料等	
			手	数料	2	収入印紙	
			賃	借料	255	西鉄、JR軌道敷賃借料等	
			修	繕費	97,437	漏水修理修繕費等	
			動	力費	3,842	ポンプ室動力費	
			材	料費	351	材料出庫費	
			保	険料	31	公用車自賠責保険料	
			公	課費	26	公用車重量税	
			貸	倒引当金繰入額	255	修理負担金等貸倒引当金	
			業	務費	78,207		
				備	消費品費	1,067	OA事務用品等
				印	刷製本費	1,027	各種通知書印刷費等
				通	信運搬費	6,831	各種通知書郵送費等
				委	託料	57,981	検針委託料等
		手	数料	8,425	コンビニ収納手数料等		
	賃	借料	389	那珂川出張所賃借料			
	修	繕費	582	公用車修繕費等			
	保	険料	36	公用車自賠責保険料			
	公	課費	12	公用車重量税			
	貸	倒引当金繰入額	1,857	水道料金貸倒引当金			

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
水道事業費用	営業費用	総係費			
			給料	421,038	
			職員給料	162,294	職員給料
			手当	91,633	職員各種手当
			賞与引当金繰入額	23,013	賞与引当金
			報酬	1,254	企業長等報酬
			法定福利費	58,192	職員共済組合負担金等
			法定福利費引当金繰入額	4,864	法定福利費引当金
			旅費	2,854	総会出席時の旅費等
			備用品費	2,323	事務用品等
			燃料費	1,555	公用車等燃料費
			光熱水費	2,413	庁舎ガス水道料金等
			印刷製本費	1,599	広報紙印刷費、コピー料金等
			通信運搬費	2,396	電話料金等
			委託料	28,736	庁舎管理、広報紙配布料等
			手数料	4,107	システム利用料等
			借借料	211	会計システム賃借料等
			修繕費	1,185	庁舎の修繕費等
			保険料	3,146	建物、施設保険料等
			負担金	2,912	水源地域負担金、健康診断等
			研修費	1,191	研修参加費等
			食糧費	41	来客時の食糧費等
			交際費	33	交際費
			公課費	20	公用車重量税
			退職給付費	3,257	退職給付費
			退職給付引当金繰入額	21,277	退職給付引当金
			厚生福利費	532	職員互助会助成金

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
水道事業費用	営業費用	議会	報	4,872	
			旅	3,054	議員報酬
			備	1,324	費用弁償、視察旅費等
			印	3	事務用品等
			委	1	議長写真印刷費
			賃	383	会議録作成委託料
			食	90	バス借上料
			交	5	視察時の手土産代
			監	12	交際費
			報	729	
			旅	636	監査委員報酬
			備	85	費用弁償、視察旅費等
			食	3	事務用品等
受	水	費	糧	5	視察時の手土産代
				502,651	
減	価	償	受	502,651	福岡地区水道企業団からの受水費
				1,015,429	
			有	933,710	構築物等の減価償却費
			無	81,719	水利権等の減価償却費
資	産	減	20,749		
		耗	20,749	構築物等の除却費	

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明	
水道事業費用	営業外費用			124,648		
		補助金		435		
		補助金	補助金		435	福岡地区水道企業団への補助金
		支払利息	支払利息		68,375	
		支払利息	支払利息		68,375	企業債利息
		消費方消費税及び雑支	消費方消費税及び雑支		54,520	
		消費方消費税及び雑支	消費方消費税及び雑支		54,520	消費税及び地方消費税納税額
		雑支	雑支		1,318	
		雑支	雑支		1,318	過年度水道料金還付等
		予備費	予備費		10,000	
		予備費	予備費		10,000	
	予備費	予備費		10,000	予備費	

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明	
資本的収入	企業債	企業債		358,918		
				300,000		
	工事負担金	工事負担金	企業債	300,000		
				300,000	配水施設整備に係る上水道事業債	
	工事負担金	工事負担金		10,623		
				10,623		
	出資金	出資金	工事負担金	9,837		消火栓設置、移設工事の工事負担金
			手数料	786		消火栓設置、移設工事の手数料
					48,295	
			一般会計出資金		48,295	
			一般会計出資金	48,295	構成団体からの出資金	

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
資本の支出	建設改良費			1,372,797	
		水源・浄水場 施設整備費		840,889	
				93,769	
			給料	23,124	職員給料
			手当	11,876	職員各種手当
			賞与引当金繰入額	3,233	賞与引当金
			法定福利費	7,827	職員共済組合負担金
			法定福利費引当金繰入額	679	法定福利費引当金
			補償費	15,000	堰水路改修費
			工事請負費	29,545	浄水施設整備工事費等
			退職給付引当金繰入額	2,485	退職給付引当金
				714,697	
		配水施設整備費			
			備用品費	278	現場用品等
			通信運搬費	75	現場監督機器通信料
			委託料	61,777	配水管関連設計業務等
			手数料	479	資材単価データ使用料
			賃借料	1,260	積算システム賃借料
			修繕費	314	公用車点検整備費
			工事請負費	650,429	配水管整備工事費
			保険料	48	公用車自賠責保険料
			公課費	37	公用車重量税

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
資本的支出	建設改良費	諸設備費		32,423	
			量水器	15,760	量水器出庫費
	企業償還金	企業償還金	固定資産購入費	16,663	OA機器等
				477,993	
	国庫補助金返還金	国庫補助金返還金	企業償還金	477,993	企業償還元金
				620	
	投資	投資	国庫補助金返還金	620	
			国庫補助金返還金	620	国庫補助金返還金
	予備費	予備費		48,295	
			投資	48,295	
	予備費	予備費		48,295	福岡地区水道企業団への出資金
				5,000	
	予備費	予備費		5,000	
			予備費	5,000	予備費

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法による。

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

減価償却の方法 定額法による。

主な耐用年数

建物	8～65年
構築物	5～80年
機械及び装置	5～20年
工具、器具及び備品	2～20年
車両運搬具	3～12年

#### (2) 無形固定資産

減価償却の方法 定額法による。

主な耐用年数

水利権	20年
その他無形固定資産	5年

### 3 引当金の計上方法

#### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

#### (2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

#### (3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支払いに備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

#### (4) 貸倒引当金

水道料金等の債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

#### 4 引当金の取崩し

##### (1) 退職給付引当金

当年度における退職手当を支給するため退職給付引当金から 19,443,448 円を取り崩す予定である。

##### (2) 賞与引当金

当年度における期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金から 26,179,000 円を取り崩す予定である。

##### (3) 法定福利費引当金

当年度における期末・勤勉手当に係る法定福利費を支給するため法定福利費引当金から 5,528,000 円を取り崩す予定である。

##### (4) 貸倒引当金

当年度生じた不納欠損に対し貸倒引当金から 1,952,490 円を取り崩す予定である。

#### 5 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

#### 6 リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

令和6年度末の未経過リース料相当額は、下記のとおり。

##### 所有権移転外ファイナンス・リース取引

1年内	1,281,720 円
1年超	1,281,720 円
計	2,563,440 円

議案第7号説明資料

令和6年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会  
令和6年度当初予算説明資料

春日那珂川水道企業団

令和6年度当初予算

消費税込み

(単位：千円)

区分	収入予算額			支出予算額				
	6年度当初予算案	5年度当初予算	増減額	6年度当初予算案	5年度当初予算	増減額		
収益的収入及び支出	水道事業収益	3,075,147	3,083,159	△ 8,012	水道事業費用	2,946,424	2,863,150	83,274
	営業収益	2,630,643	2,653,680	△ 23,037	営業費用	2,811,776	2,725,177	86,599
	給水収益	2,526,925	2,550,672	△ 23,747	原水及び浄水費	613,295	553,627	59,668
	その他営業収益	103,718	103,008	710	配水及び給水費	154,806	157,914	△ 3,108
	営業外収益	444,504	429,479	15,025	業務費	78,207	82,200	△ 3,993
	加入負担金	155,518	138,793	16,725	総係費	421,038	414,086	6,952
	他会計補助金	2,841	3,322	△ 481	議会費	4,872	4,564	308
	長期前受金戻入	265,606	270,335	△ 4,729	監査費	729	718	11
	その他営業外収益	20,539	17,029	3,510	受水費	502,651	500,274	2,377
					減価償却費	1,015,429	990,051	25,378
					資産減耗費	20,749	21,743	△ 994
					営業外費用	124,648	127,973	△ 3,325
					補助金	435	1,066	△ 631
					支払利息	68,375	73,084	△ 4,709
				消費税及び地方消費税	54,520	52,505	2,015	
				雑支出	1,318	1,318	0	
				予備費	10,000	10,000	0	
				予備費	10,000	10,000	0	
				収支差引額	128,723	220,009	△ 91,286	
				(税抜後当年度純利益)	( 56,572 )	( 140,917 )	( △ 84,345 )	
	計	3,075,147	3,083,159	△ 8,012	計	3,075,147	3,083,159	△ 8,012
資本的収入及び支出	資本的収入	358,918	394,102	△ 35,184	資本的支出	1,372,797	1,492,274	△ 119,477
	企業債	300,000	300,000	0	建設改良費	840,889	916,112	△ 75,223
	企業債	300,000	300,000	0	水源・浄水場施設整備費	93,769	240,974	△ 147,205
	工事負担金	10,623	10,753	△ 130	配水施設整備費	714,697	623,110	91,587
	工事負担金	10,623	10,753	△ 130	諸設備費	32,423	52,028	△ 19,605
	国庫補助金	0	7,922	△ 7,922	企業債償還金	477,993	501,677	△ 23,684
	国庫補助金	0	7,922	△ 7,922	企業債償還金	477,993	501,677	△ 23,684
	出資金	48,295	75,427	△ 27,132	国庫補助金返還金	620	0	620
	一般会計出資金	48,295	75,427	△ 27,132	国庫補助金返還金	620	0	620
					投資	48,295	69,485	△ 21,190
					投資	48,295	69,485	△ 21,190
					予備費	5,000	5,000	0
					予備費	5,000	5,000	0
		資本的収支不足額	1,013,879	1,098,172	△ 84,293			
	計	1,372,797	1,492,274	△ 119,477	計	1,372,797	1,492,274	△ 119,477
				予算規模	4,447,944	4,575,433	△ 127,489	

収益的収支	
収益的収入	3,075,147
収益的支出	2,946,424
収支差引額	128,723
(税抜後純利益)	( 56,572 )
資本的収支	
資本的収入	358,918
資本的支出	1,372,797
不足額	1,013,879
補てん財源	
消費税資本的収支調整額	70,564
過年度損益勘定留保資金	943,315
補てん額	1,013,879

水道事業会計業務量

項 目		単 位	令和4年度 決 算	令和5年度 決算見込値 (A)	令和6年度 予 算 (B)	増 減 (B) - (A)
給 水 人 口		人	151,850	151,515	151,233	△ 282
給 水 戸 数		戸	67,699	68,074	68,451	377
有 収 水 量	年 間	m3	12,695,590	12,557,860	12,492,496	△ 65,364
	一 日 平 均	m3	34,782	34,311	34,133	△ 178
	一 人 一 日 平 均	リットル	229	226	226	0
配 水 量	年 間	m3	13,432,530	13,367,356	13,131,052	△ 236,304
	一 日 平 均	m3	36,801	36,523	35,975	△ 548
	一 人 一 日 平 均	リットル	242	241	238	△ 3
	一 日 最 大	m3	41,452	38,929	41,300	2,371
	一 人 一 日 最 大	リットル	273	257	273	16
有 収 率		%	94.5	93.9	95.1	1.2
供 給 単 価		円	183.73	183.82	183.89	0.07
給 水 原 価		円	179.39	189.54	199.34	9.80
給 水 収 益 ( 税 抜 き )		千円	2,332,506	2,308,338	2,297,205	△ 11,133
経 常 費 用 ( 税 抜 き )		千円	2,573,468	2,657,481	2,755,733	98,252

$$\text{供給単価} = \frac{\text{(給水収益)}}{\text{(有収水量)}} \quad \text{給水原価 (総務省方式)} = \frac{\text{(経常費用)} - \text{(長期前受金戻入)}}{\text{(有収水量)}}$$

## 水 道 事 業 会 計 企 業 債 の 概 要

### (1) 令和6年度末までの企業債の借入及び償還予定

項 目	金 額 (千円)
令和4年度末残高 (イ)	5,730,554
令和5年度借入予定額 (ロ)	360,000
令和5年度償還予定額 (ハ)	500,029
令和5年度末予定残高 (イ)+(ロ)-(ハ)=(ニ)	5,590,525
令和6年度借入予定額 (ホ)	300,000
令和6年度償還予定額 (ヘ)	477,992
令和6年度末予定残高 (ニ)+(ホ)-(ヘ)	5,412,533

### (2) 令和6年度末における企業債予定残高の利率別分布状況

利 率	財政融資資金		地方公共団体 金融機構		市 中 銀 行		合 計	
	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数
1.0% 未満	0	0	2,250,040	15	0	0	2,250,040	15
1.0%以上2.0%未満	614,218	7	1,107,393	11	0	0	1,721,611	18
2.0%以上3.0%未満	654,756	12	758,886	19	0	0	1,413,642	31
3.0%以上4.0%未満	27,240	1	0	0	0	0	27,240	1
4.0%以上5.0%未満	0	0	0	0	0	0	0	0
5.0% 以上	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,296,214	20	4,116,319	45	0	0	5,412,533	65

議員提出議案第 1 号

春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月20日

議会運営委員会

委員長 真鍋 昭洋

理由

職員等が、個人の秘密に属する事項が記載等されたものを正当な理由がなく提供等を行った場合に罰則を科すため、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する  
条例

春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 雑則（第47条—第52条）」を  
「第5章 雑則（第47条—第52条）  
第6章 罰則（第53条—第57条）」に改める。

第2条第4項ただし書中「情報公開例」を「情報公開条例」に改める。

第20条中「（情報公開条例第8条に規定する情報を除く。）又は情報公開条例第8条に規定する情報」を削り、同条第2号中「当該公務員等の職」の次に「、氏名」を加え、同条に次の1号を加える。

（6）公にすることにより、社会的差別につながるおそれがあると認められる情報本則に次の1章を加える。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記載された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、春日市及び那珂川市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

春日那珂川水道企業団議会の個人情報保護の保護に関する条例（令和5年条例第11号）新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）</p> <p>第3章 個人情報ファイル（第17条）</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示（第18条—第30条）</p> <p>第2節 訂正（第31条—第37条）</p> <p>第3節 利用停止（第38条—第43条）</p> <p>第4節 審査請求（第44条—第46条）</p> <p>第5章 雑則（第47条—第52条）</p> <p><u>第6章 罰則（第53条—第57条）</u></p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）</p> <p>第3章 個人情報ファイル（第17条）</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示（第18条—第30条）</p> <p>第2節 訂正（第31条—第37条）</p> <p>第3節 利用停止（第38条—第43条）</p> <p>第4節 審査請求（第44条—第46条）</p> <p>第5章 雑則（第47条—第52条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2・3（略）</p>

<p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、春日那珂川水道企業団情報公開条例（平成14年条例第2号。以下「<u>情報公開条例</u>」という。）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5～13（略）</p> <p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報</p> <hr/> <p>（以下「不開示情報」という。）の</p> <p>いづれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む</p>	<p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、春日那珂川水道企業団情報公開条例（平成14年条例第2号。以下「<u>情報公開条例</u>」という。）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5～13（略）</p> <p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（<u>情報公開条例第8条に規定する情報を除く。</u>）又は<u>情報公開条例第8条に規定する情報</u>（以下「不開示情報」という。）のいづれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む</p>
--	--

<p>個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることのでき、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261</p>	<p>個人の本該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることのでき、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261</p>	<p>個人の本該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることのでき、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261</p>	<p>個人の本該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることのでき、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261</p>
---	---	---	---

<p>号) 第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>公にすることにより、社会的差別につながるおそれがあると認められる情報</u></p> <p>第6章 罰則</p> <p>第53条 <u>職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記載された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>号) 第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3)～(5) (略)</p>
--	---

	<p><u>第54条</u> 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報<sub>を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</sub></p> <p><u>第55条</u> 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p><u>第56条</u> 前3条の規定は、春日市及び那珂川市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</p> <p><u>第57条</u> 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>
--	---